

意見広告

優秀な人材を社会に輩出してきた  
75年の伝統と利点を生かせる改革でしようか?

横浜市立大学の前身は1928年設立の横浜  
市立商業専門学校(通称 Y専)です。大学の少  
ない当時、商業専門学校として有名で、全国から  
学生が集まり、ビジネス界に優れた人材を送り  
出し続けてきました。また、神奈川県には医学  
部を持つ国立大学がなく横浜市立大学は国立大  
学の医学部の役割を果たし、看護短期大学など  
ともに市民医療の中核の役割を担って来まし

学部統合・吸収は  
教育・研究の切りつめにならないか心配です。

このような伝統と実績がある横浜市立大学に  
おいて、現在の商、国際文化、理の3学部を1学  
部に統合し、看護短大を医学部に吸収するとい  
う、教育・研究を切りつめる大学改革案が検討  
されています。同時に、独立行政法人にするた  
めの定款が2月の市議会にかけられることにな

た。9年前には、文理学部が国際文化学部と理  
学部という2学部で改組され、専門性に裏付け  
られた高度な教育と研究が行なわれてきました。  
また、商、国際文化、理、医の全ての学部には大  
学院の博士後期課程が設置されています。全学  
部に博士後期課程を置いている公立大学として  
全国的に高い評価を受けてきました。

多くの問題を孕んだこのような改革案がこの  
まま実行されれば、国際港都として世界に知ら  
れ、日本で最大の市である横浜における学問・  
文化の発信拠点を失うこととなります。市議会  
での慎重な審議を求めます。



大学の将来を憂い、多くの異論が出ています。

改革案は学部の統合や独立行政法人化だけで  
はなく、原則的に研究費を支給しない、現職のす  
べての教員に任期制を導入する等々多くの問題  
点を含んでいます。こうした改革案の出発点・  
原動力となったのが、市長の諮問機関「市立大学の  
今後のあり方懇談会」が昨年2月に出した提議  
書です。この「あり方懇談会」は学外者だけで構成  
され市立の関係者はその委員になっていません。  
この提議書等を原案として作られてきた諸改  
革案について、学内の教授会や教員、学生、市民

から不満の声があげ続けられてきました。学部  
教授会、大学院研究科委員会、研究所教授会など  
では、昨年2月の「あり方懇談会」答申以来、それら  
に対して20件近くの反対決議、遺憾表明、教授会意  
見要望などが出されているにもかかわらず、改  
革案においてこれら多くの多くは無視されてしま  
した。このことは、教授会が「重要な事項を審議す  
る」としている学校教育法第59条第1項の精神  
に反するものです。

全教員への任期制の導入は  
教育と研究の質を低下させます。

今度の改革案には現職の全教員に一律に任期制  
を導入することが含まれています。言うまでもな  
く学生の教育には系統性と継続性が不可欠です。  
しかし、任期つき教員ばかりの大学になると、  
学生の勉学の途上で転出する教員が出てきて、学生  
の教育が中断されるなどの不都合が生じます。  
現在、横浜市立大学では少人数教育を重視して  
いますが、なかでもゼミナールは学生が成長する  
大変重要な場となっています。ゼミナールでは学  
生二人一人に十分な自配りをしつつ、系統的に教

育することが必要ですが、全教員への任期制の導  
入はゼミナールの継続性という点において障害が  
生じます。  
横浜市立大学は環境ホルモン研究の成果でよ  
く知られていますが、これは数十年におよぶ地道  
な基礎研究の結果だったのです。このような研  
究においては早くには成果に結びつかない長期  
的な研究が重要なのですが、任期制の下では短期  
的に成果の上がる研究に流れ、いく危険性があ  
ります。

独立行政法人化に当たって全教員に  
任期制を導入することは法律にも違反しています。

地方独立行政法人法第59条第7項は、「当該移  
行型一般地方独立行政法人の成立の日において、  
当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる  
ものとするとしています。また、国会各委員も次  
のように述べられています。「これは、設立前後の  
業務と同一の業務に従事する者につきましては、  
当該地方独立行政法人の職員として引き続き

身分を自動的に保有し続けることができるとい  
う形を法律上措置したものでございます。」(参議  
院法務委員会2003年7月1日 森清経務省目  
治行政局公務部室。  
ですから、独立行政法人化に際して現職の全教  
員に任期制を導入し、身分を有期雇用に変更す  
ることは、法律違反です。